

公共施設の見直しと図書館について

ー 見直しの「順序」という観点から ー

「羽ノ浦図書館・那賀川図書館を守る会」 2026 年 8 月作成（9 月一部修正）

■ この資料について

人口が減っていく中で、市の公共施設を全体として見直していく必要があることは、守る会も理解しています。その上で、図書館がその対象として適当かどうかを、「順序」という観点から整理しました。

■ 1. 施設を見直すときの順序

家の片づけと同じで、施設を手放すにも順序があるように思います。一般には、次の順に検討することが合理的とされています。

順	どういう施設か	考え方
①	使われていない施設	需要がすでに無くなっているもの。 手放しても困る方がいない。
②	同じ機能が重なっている施設	近くに似た施設があるもの。 一つにまとめても機能は残る。
③	よそで代わりがきく施設	民間や地元においてできるもの。 市が持たなくてもよい。
④	現に使われている施設	ここに手を付けるのは、①～③を検討したあとになるのではないのでしょうか。

阿南市の個別施設計画では、各施設に 5 つの方針のいずれかが示されています。このうち「集約化・複合化を検討」とされた施設は 70 施設、「施設保有量の最適化を検討」とされた施設は 95 施設です。

■ 2. 羽ノ浦・那賀川両図書館は、この順序のどこにあたるか

観点	羽ノ浦・那賀川両図書館	見直しが適当な施設の例
設置の法的根拠	図書館法・市の条例による	法的な設置義務がない
市の計画上の位置づけ	誘導施設（補完型）として位置づけ	計画上の位置づけなし
近くに代わりがあるか	近隣になし	徒歩圏に類似施設あり
現在の利用	稼働中。2 館で年間約 43 万冊の貸出	低利用・需要が消失

阿南市立地適正化計画（平成 31 年 3 月）第 4 章。那賀川図書館については「既存施設の保全、充実を図る」、羽ノ浦図書館については「欠かせない学習支援施設」と記載されています。貸出冊数は令和 7 年度の実績。

羽ノ浦・那賀川両図書館は、①～③のいずれにも当てはまらないように思われます。現に使われ、近くに代わりがなく、市ご自身の計画では「誘導施設（補完型）」です。

■ 3. 個別施設計画に、両図書館はどう書かれているか

羽ノ浦図書館・那賀川図書館も、個別施設計画の中に位置づけられています。書かれている内容は次のとおりです。

施設	基本的な方針	基本的な考え方
那賀川図書館	集約・複合化を検討	阿南中央図書館の整備に伴い、図書館機能の集約化を推進する
情報文化センター (羽ノ浦図書館が入っている建物)	長寿命化を検討 (図書館機能については集約化・複合化を検討する)	阿南中央図書館の整備に伴い、図書館機能の集約化を推進する

羽ノ浦図書館は、個別施設計画に施設名としては記載がなく、建物である情報文化センターの中で「図書館機能」として扱われています。

ここで、確認しておきたいことがあります。

公共施設の見直しでは、建物の延床面積を減らすことが一つの目安とされています。情報文化センターは「長寿命化」、つまり建物そのものは今後も使い続ける方針です。那賀川図書館も、建物を取り壊すとは書かれていません。

一方、阿南中央図書館（仮称）の整備では、阿南図書館（1,549 ㎡）と市民会館（4,320 ㎡）を除却することで、公共施設の総面積が 40%程度（2,369 ㎡）縮減される、と市は示しています（「図書のまち阿南」構想 27 頁）。延床面積を減らすことは、この 2 施設で果たされる計画です。

両図書館は建物が残るため、読書テラスにしても延床面積は変わりません。面積を減らすという目的のために、両図書館の図書館としての働きを変える必要はないのではないのでしょうか。市がこれから申し込む地方債でも、「統合前の施設」をこの 2 施設に限れば、延床面積が減るという要件は満たせると考えています。

なお、羽ノ浦・那賀川両図書館とも新耐震基準の比較的新しい建物であり、老朽化を理由とする見直しの対象ではないものと理解しています。

■ 4. 守る会が願っていること

公共施設全体の見直しが必要であることは理解しています。だからこそ、どの施設から見直すのかという順序を、市民にも分かるかたちで示していただきたいと考えています。

その上で、羽ノ浦図書館・那賀川図書館については、これからも図書館法に基づく「図書館」として残していただきたいと願っています。

【出典】阿南市建物系公共施設個別施設計画（令和 3 年 2 月策定・令和 8 年 5 月一部改訂）、阿南市立地適正化計画（平成 31 年 3 月）第 4 章、「図書のまち阿南」構想（令和 8 年 3 月）27 頁、阿南市立図書館「図書館統計」。

【注】本資料は、他の公共施設の見直しを求める趣旨のものではありません。図書館を見直しの対象とすることが、順序として適当かどうかを考える材料としてお示ししたものです。